

広島市立舟入市民病院医事業務公募型プロポーザル手続開始の公示

平成28年12月16日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構理事長 影本 正之

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島市立舟入市民病院医事業務
- (2) 業務内容
「広島市立舟入市民病院医事業務基本仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結の日から平成33年3月31日まで
※ 契約締結の日から平成29年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受託者の負担とする。
- (4) 履行期間
平成29年4月1日から平成33年3月31日まで
- (5) 履行場所
広島市中区舟入幸町14番11号
地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立舟入市民病院(以下、「広島市立舟入市民病院」という。)
- (6) 選定方法
公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。
公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市立舟入市民病院医事業務公募型プロポーザル実施要領」(以下「プロポーザル実施要領」という。)による。

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。)である者に該当しないこと。
- (2) 広島市の競争入札参加資格の「平成26・27・28年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録項目「30-15 その他」に登録されている者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所等を有する者であること。
- (4) 公示日から受託候補者の選定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

3 プロポーザル実施要領等の配布方法

実施要領等は、地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「病院機構」という。)のホームページ(<http://www.hcho.jp/>)のトップページの「新着情報」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から平成29年1月11日(水)までの土曜日、日曜日、祝日及び平成28年12月29日から平成29年1月3日までの間を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

〒730-0844

広島市中区舟入幸町14番11号

広島市立舟入市民病院事務室医事担当(以下「事務室医事担当」という。)

TEL 082-232-6143

FAX 082-234-7302

電子メール funairi-hosp@hcho.jp

4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から平成29年1月11日(水)までの土曜日、日曜日、祝日及び平成28年12月29日から平成29年1月3日までの間を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

事務室医事担当(上記3(2)に同じ。)

(3) 提出方法

参加表明書等を、前記(2)へ持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

5 質問の受付及び回答

(1) プロポーザル実施要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から平成28年12月28日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所

事務室医事担当(上記3(2)に同じ。)

ウ 受付方法

質問書を、前記イへ電子メール(上記3(2)に同じ。)で提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、病院機構のホームページへ掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

平成29年1月18日(水)午後5時15分。

(2) 提出場所

事務室医事担当(上記3(2)に同じ。)

(3) 提出方法

企画提案書を、前記(2)へ持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

7 企画提案に対する審査

プロポーザル実施要領のとおり。

8 受託候補者の選定

プロポーザル実施要領のとおり。

9 契約の締結

受託候補者は、広島市立舟入市民病院医事業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とする。